

被 告 日本共産党

2025年9月16日

弁護士	小	林	亮
同	長	澤	
同	加	藤	健
同	尾	林	芳
同	山	田	大
同	松	島	

淳彰次匡輔曉

その後、富山大学単位不認定訴訟最判（最3小昭和52年3月15日）が、昭和35年最大判を参照し、初めて「部分社会」という文言を用いて、単位授与（認定）行為は、一般市民法秩序と直接関係を有しないとして、却下判決を下した（原告第7準備書面・2～4頁）。

その後、本来であれば部分社会の法理が適用されるべき労働組合に関する三井美唄炭鉱最大判（最大判昭和43年12月4日）や公立学校に関するエホバの剣道実技受講拒否訴訟最大判（最2小平成8年3月8日）が司法審査を行ったことを受け、「部分社会論が終焉する傾向が見受けられるようになった」（原告第7準備書面・4頁）。

そして、令和2年最大判（最大判令和2年11月25日）が、昭和35年最大判を判例変更し、「部分社会の法理を放棄した」のである（原告第7準備書面・4頁）。これらの原告主張は、すべて「渋谷意見書」（甲29）の引用である（Page4~13）。

（2）部分社会の法理の問題点について

部分社会の法理とは、「自律的法規範を持つ社会ないし団体における紛争に関しては、その内部規律の問題にとどまる限りその自治的措置に任せ、それについては司法審査が及ばないという考え方」（甲29・渋谷意見書・Page4）である。

原告は、部分社会の法理の問題点について、「①部分社会の外延・内包の曖昧さ、②団体の性格・目的・機能の多様性の軽視、③例外的に審査する根拠・基準・範囲の曖昧さ」（原告第7準備書面・4頁）と主張する。

そのような部分社会の法理についての問題点は、学説においても指摘された。「司法審査の対象となるか、また、いかなる司法審査が求められるかは結社その他の存在の目的、性格、機能、紛争の性格ないし深度等々に照らし、個別具体的に判断されるべきもの」（佐藤幸治『日本国憲法論』（2011）595頁）という学説が主流を占める。

部分社会の法理の「部分社会」について、渋谷秀樹氏は、「公的団体」では、①地方議会、②国公立学校、「私的団体」では、①宗教団体、②私立学校、③政党、④弁護士会・司法書士会、⑤労働組合を類型化している（「部分社会論の終わりの始まり」『現在憲法学の理論と課題』所収。21頁）。このように7分類される部分社会について、原告は最高裁が部分社会の法理を採用していたが、「終焉する傾向が見受けられ」その後、令和2年最高裁判決によって、「部分社会論を放棄した」と分析している。

しかし、最高裁判決を分析するにあたり、「自律的法規範をもつ社会ないし

団体」を部分社会（7分類）とひとくくりにして司法審査の対象となるか否かについて、最高裁判決を分析することは疑問がある。

渋谷教授は、宗教団体も部分社会に含まれると論じているが、最高裁は、「板まんだら事件」（昭和56年4月7日）において、「法律上の争訟」にはあたらないとして司法審査の対象としなかった。その後、「蓮華寺事件」（平成元年9月8日）においても、同様の判断をしている。最高裁は、宗教団体について、部分社会の法理を適用して司法審査を行わなかったのではない。最高裁は、宗教団体の内部紛争について、宗教上の教義や信仰に関する判断を裁判所が下すことは、憲法上保障されている信仰の自由（憲法20条）の侵害となるため、法律上の争訟にあたらないと判断したのである。

このように、最高裁は、昭和56年（板まんだら事件）の時点で、すでに部分社会の法理によらない司法判断を下していたのであり、部分社会をひとくくりにして司法審査の可否を判断していたのではない。

よって、渋谷教授のような最高裁判例の整理については疑問がある。

政党について、袴田最高裁判決（昭和63年12月25日）はどのように判断したのか。部分社会の法理の問題点として指摘された点を念頭に検討する。

（3）政党について、袴田最高裁判決がどのように判断しているか

袴田最高裁判決は、「政党という団体の目的・性格・機能等」について分析し、政党における除名処分という判断を、個別具体的に判示している。地方議会、大学、労働組合についての判断と比較して検証したい。

① 団体の目的・性格・機能について

袴田最高裁判決は、『『政党』は、政治上の信条、意見等を共通にする者が任意に結成する政治団体であって、内部的には、通常、自律的規範を有し、その成員である黨員に対して政治的忠誠を要求したり、一定の統制を施すなどの自治権能を有するものであり、国民がその政治的意思を国政に反映させるための最も有効な媒体であって、議会制民主主義を支える上においてきわめて重要な存在であるということが出来る。』と判示する。

袴田最高裁判決は、政党を「政治上の信条、意見等を共通にする者が任意に結成する政治団体」と判示している。これは、政党が憲法21条に基

づく任意団体であることを示している。地方議会は、憲法92条の地方自治の本旨に基づき、地方自治法によりその権限と義務について定めている。大学は、憲法22条の学問の自由・大学の自治に基づくが、教育基本法、学校教育法等によりその権限と義務が定められている。労働組合は、憲法28条に基づき、労働組合法、労働基準法によりその権限と義務が定められている。それに対して、政党は、政党法の制定がないことから、地方議会、大学、労働組合が法律によってその権利義務が明確に定められているのとは明らかに異なっている。最高裁は、政党については、「国民がその政治的意思を国政に反映させるための最も有効な媒体であって、議会制民主主義を支える上において極めて重要な存在である」と判示している。

「渋谷意見書」(甲29)では、政党助成法によって、「(政党は) いわば『政府の延ばされた手』とみなされ」「私人間効力の理論に関する、いわゆる『国家行為 (state action) の理論』で示された考え方が適用されて憲法で規定された諸条項が直接及ぶことになる。」(Page19~20)と主張している。政党助成法は、「国は、政党の政治活動の自由を尊重し、政党交付金の交付にあたっては、条件を付し、又はその使途について制限してはならない」(第4条1項)と規定しており、国家による義務を課すること禁じており、『政府の延ばされた手』とみなされることは一切ない。そして、『国家行為』(state action)の理論により、憲法規定が私人間に直接適用されるという学説は、学会において少数説にすぎず、判例においてもそのような立場は採用されていない。「渋谷意見書」の「政党助成法、政府の延ばされた手、国家行為の理論、直接適用説」について論述した部分については、原告代理人は、原告第7準備書面において、一切引用していない。

袴田最高裁判決は、「内部的には、通常、自律的規範を有し、その成員である黨員に対して政治的忠誠を要求したり、一定の統制を施すなどの自治権能を有するものであ」と、判示する。この「黨員に対する政治的忠誠を要求したり、一定の統制を施すなどの自治権能を有する」という内容は、地方議会や大学には認められない。労働組合については、「組合員に対する統制権能」を認めるものの、「合理的な範囲内で、組合員に対して統制権を有する」(三井美唄炭鉱最高裁判決・最大判昭和43年12月4日)と

いうものである。それに対して、政党については、「黨員に対して政治的忠誠を要求したり、一定の統制を施す」ことを認めている。政党の黨員に対する統制権能は、労働組合と比較しても強力なものであり、最高裁は、政党の統制権能を強力なものと判示している。

② 「議会制民主主義を支える」について

袴田最高裁判決は、政党は、「国民がその政治的意思を国政に反映させるための最も有効な媒体であって、議会制民主主義を支える上においてきわめて重要な存在であるということが出来る。」と判示する。これは、「国政に国民の意思を反映させる最も有効な媒体」であり、「議会制民主主義を支えるきわめて重要な存在」と判示しており、私的結社である政党が、議会制民主主義を支えるきわめて重要な存在であるという判示は、他の私的結社に比べても憲法上、極めて重要な存在と認めていることから、政党の内部的な問題にとどまる限り、司法審査は及ばないと判示している。

これに対して、原告は、これを、「政党には民主主義が妥当しなければならない」の根拠としている（原告第7準備書面・5頁）。しかし、原告の主張は、政党の憲法上の根拠である「結社の自由は個人の表現の自由に劣位する」（原告第7準備書面・6頁）という根拠の一つとして引用しているのは、誤りである。

結社の自由と個人の基本的自由権の関係については、後述する。

③ 「高度の自主性と自律性を与える」について

袴田最高裁判決は、「各人に対して、政党を結成し、又は政党に加入し、もしくはそれから脱退する自由を保障するとともに、政党に対しては、高度の自主性と自律性を与えて自主的に組織運営をなしうる自由を保障しなければならない。」と判示する。

袴田最高裁判決は、「各人に対して、結社の自由、加入の自由、脱退の自由」を明示しているが、労働組合についての最高裁判決には、「労働組合の結成の自由、加入の自由、脱退の自由」について、特に明示するものはない。さらに、袴田最高裁判決は、「政党に対しては、高度の自主性と自律性を与えて自主的に組織運営をなしうる自由を保障しなければならない。」と判示する。しかし、地方議会、大学については、「高度の自主性と自律性」

という表現はなされていない。ただ、労働組合の三井美唄炭鉱判決では、「憲法28条による労働者の団結権保障の効果として、労働組合はその目的を達成するために必要であり、かつ、合理的な範囲内において、その組合員にたいする統制権を有する。」と判示している。政党の「高度の自主性と自律性」とは異なった判示をしている。

このように、政党が「高度の自主性と自律性」を有していることは、司法審査においても十分考慮されるべきである。

④ 政党の存立及び組織の秩序維持について

袴田最高裁判決は、「他方、右のような政党の性質、目的からすると、自由な意思によって政党を結成し、あるいはそれに加入した以上、党員が政党の存立及び組織の秩序維持のために、自己の権利や自由に一定の制約を受けることがあることもまた当然である。」と判示する。地方議会、大学、労働組合の最高裁判決には、「自己の権利や自由に一定の制約を受ける」という判示はされていない。これは、政党という団体の目的・性格・機能から導き出されたものである。政党は、自由に結成し、加入し、脱退の自由が認められるが、「政党の存立及び組織の秩序維持のためには、党員の権利自由に対する一定の制約を受けることがある」のである。政党は、政治上の信条、意見等を共通にする任意団体として、議会制民主主義を支える上においてきわめて重要な存在であり、国民の意思を吸い上げ糾合し、国政に反映させるという重要な役割を担っている。よって、政党の求める綱領、規約、決定に異を唱える者がいて、政党の目的達成に支障があれば、政党としての役割を果たすことができない。そこで、袴田最高裁判決は、「党員の権利自由に対する一定の制約を受けることがある」と判示し、制約を受けた党員が意に添わなければ脱退の自由が認められているのである。しかし、原告は、「結社の自由の行使によって創設された団体の統制権は、個人の人権に劣位する」（原告第7準備書面・6頁）と主張するが、これは、袴田最高裁判決とは異なっている。この原告主張も、「渋谷意見書」（甲29）の引用である（甲29・Page20）。

このように、袴田最高裁判決は、「党員の権利自由に対する一定の制約」を判示しているが、労働組合についての三井美唄炭鉱最高裁判決でも、労

働組合に「その目的を達成するために必要であり、かつ、合理的な範囲内において、その組合員にたいする統制権を有する」と判示しているが、組合員の権利自由についての一定の制約についての判示はしていない。組合員は、「一定の制約」を受けることは当然認められるが、最高裁は、あえてそのような判示をしていない。それは、政党が、国民の意思をくみ取り糾合し、政策化をして、国政に反映させ議会制民主主義を支える存在であり、政党の目的達成のために党員の権利自由に対する制約を明記しているからである。

⑤ 政党の内部的自律権について

袴田最高裁判決は、「政党の結社としての自主性にかんがみると、政党の内部的自律権に属する行為は、法律の特別の定めがない限り尊重すべきであるから、政党が組織内の自律的運営として党員に対してした除名その他の処分の可否については、原則として自律的な解決に委ねるのを相当とし、したがって、政党が党員に対してした処分が一般市民法秩序と直接の関係性を有しない内部的な問題にとどまる限り、裁判所の審査権は及ばないというべきであり、他方、右処分が一般市民としての権利利益を侵害する場合であっても、右処分の可否は、当該政党の自律的に定めた規範が公序良俗に反するなどの特段の事情のない限り右規範を有しないときは条理に基づき、適正な手続きに則ってされたか否かによって決すべきであり、その審理も右の点に限られるものといわなければならない。」と判示する。

まず、袴田最高裁判決は、「政党が組織内の自律的運営として党員に対してした除名その他の処分の可否については、原則として自律的な解決に委ねるのを相当とし」ている。他の団体についてと異なっている。地方議会についての昭和35年最高裁判決は、「議員の除名処分のごときは、議員の身分の喪失に関する重大事項で、単なる内部規律の問題に止まらず」と判示して、地方議員の除名処分については、司法審査を肯定していた。

袴田最高裁判決は「除名その他の処分の可否」については、原則として自律的な解決に委ねるとしている。それは、「政党に対しては、高度の自主性と自律性を与えて自主的に組織運営をなしうる自由を保障しなければならない。」と判示しており、「高度の自主性と自律性」を有することから原

則として自律的な解決に委ねているのである。

⑥ 部分社会の法理の問題点について

原告は、袴田最高裁判決が、「一般市民法秩序と直接関係を有するか否か」という判断基準を示していることから、部分社会の法理を適用した判決であるとして批判する（原告第7準備書面・3～4頁）。

しかし、すでに上記①～⑤において検討したように、袴田最高裁判決は、部分社会の法理についての問題点を念頭において、団体の目的・性格・機能について検討し、議会制民主主義を支える存在としての政党について、高度の自主性と自律性を与え、政党の存立及び組織の秩序維持について検討し、政党の内部的自律権について個別具体的に判断したのである。

まさに、渋谷教授が「鑑定意見書」（甲29）で指摘したように、「以上のような問題点（部分社会の法理の問題点）を克服するために、部分社会論において司法審査の対象から除外されてきた事柄の根拠を団体の目的・性格・機能に鑑み紛争の種類や程度を考慮しつつ、個別具体的に検討すべきであるという認識が共有された。」（Page11）という見地に立った判例であると認識できるのである。

芦部信喜教授は、団体の内部事項に関する行為について、「法律上の争訟であれば、司法審査に服するのが原則であるが、純粹に内部的事項の場合には、事柄の性質上、それぞれ団体の自治を尊重して、司法審査を控えるべき場合が生ずる」（芦部信喜『憲法』第8版・370頁）と、論じている。この芦部教授の考え方は、学会において通説的な見解である。この「事柄の性質上、それぞれの団体の自治を尊重して、司法審査を控えるべき場合」に本件の原告の除名処分が該当するのである。この芦部教授の考えは、袴田最高裁判決の論旨と共通している。

政党の処分についての袴田最高裁判決は、本件の除名処分の事案においても維持されるべきである。

2 政党内部の処分に対する司法審査のあり方について

（1）政党に関する先例について

原告は、「政党に関する先例として、共産党袴田最判（最3小判昭和63年

12月20日)と日本新党当選無効請求訴訟最判(最1小判平成7年5月25日)がある」と主張する(原告第7準備書面・4～5)。

被告は、答弁書で「袴田事件を引用し、先例とした最高裁判決が存在する」として日本新党当選無効事件を詳細に引用した(答弁書・8～10頁)。

それに対し原告は、「日本新党当選無効判決は、公職選挙法の解釈問題であり本件に適用される余地はない」と反論した。

しかし、「渋谷意見書」(甲29)は、日本新党事件の原審判決と上告審判決を、詳細に紹介している(Pge2～4)。

原告が、「本件に適用される余地のない」事件(日本新党事件)を、渋谷意見書が詳細に紹介しているのは、「先例的価値がある」との被告主張を認めたものであり、原告の主張が誤りであったことが明らかになった。

(2) 令和2年最大判後の政党の処分の司法審査について

原告は、「令和2年最大判は、司法審査の範囲を限りなく絞り込み例外的な場合にのみ司法審査を行うとした共産党袴田最判と日本新党当選無請求効訴訟最判の立場を180度変更した。そのため、政治を担う「政党」内部の処分についても、司法審査の範囲の根本的な再考を迫ることになる。」と主張する(原告第7準備書面・5頁)。

この原告主張は、「渋谷意見書」(甲29)の「令和2年(岩沼市議会事件)判決は、【判例①袴田事件】と【判例②日本新党】の立場を180度変更して、原則として審査を行い、議会に一定の裁量を認めたものの、裁判所は、常にその適否を判断することができるとした判示内容は政治を担う「政党」内部の部分についても、司法審査の範囲の根本的な再考を迫ることになる。」(Page18)を引用したものである。

令和2年最高裁判決は、地方議会の出席停止処分について司法審査を認めることにより、昭和35年最判の判例変更を認めたものであり、政党の除名処分について司法審査が及ぶと判示したものではない。

令和2年最判の後に、下級審において政党の除名処分に対する司法審査を肯定した下級審判決は出されていない。

令和2年最高裁判決の団体に対する司法審査について、最高裁判例解説は、次のように述べている。

団体の内部紛争についての司法審査の可否について、「それぞれの団体の目的・性質・機能、その自律性・自主性を支える憲法上の根拠の相違、紛争や争われている権利の性質等を考慮に入れて個別具体的に検討するという姿勢であると解されよう」（最高裁判例解説194頁）。

そして、「渋谷意見書」（甲29）も、『地方議会』と『政党』との類似性をまず検証しなければならない」（Page18）と記載している。

令和2年最高裁判決が、袴田最高裁判決と日本新党最高裁判決の立場を「180度変更」と論じるのであれば、地方議会と政党との「類似性の検証」は必要不可欠であろう。この点、被告は、「地方議会」と「政党」に類似性がないことを論証し、令和2年最高裁判決は、袴田最高裁判決を変更する根拠とはならないことを主張してきた（本準備書面・3～7頁、被告準備書面（1）11～12頁、）。にもかかわらず、「渋谷意見書」では、自らが提起した論点の検討すらなされていない。この点は、「渋谷意見書」（甲29）の致命的な欠陥といわざるを得ない。

この点で、「渋谷意見書」に基づく原告の主張は、全く説得力を欠くものである。

（3）「政党には民主主義が妥当しなければならない」について

原告は、「政党は、・・・政党の普遍的あり方を示す上記のドイツ基本法21条1項が規定する『政党の内部秩序は、民主政の諸原則に合致していなければならない、フランス憲法4条1項が規定する「国民主権と民主主義の原理を尊重しなければならない」といえる。」と主張する（原告第7準備書面・5～6頁）。

この主張も、「渋谷意見書」（甲29）の引用である（Page 19）。

しかし、この考えには大きな問題点がある。

第1は、ドイツ基本法の引用である。ドイツ基本法は、戦前のワイマール憲法による、ナチス党の台頭による政界的惨禍を引き起こしたことの反省に立って、連邦及び州の項目の中で政党（21条）を規定し、統治機構の一つとして位置付けている。しかし、日本国憲法では、戦前の治安維持法により徹底して政党を弾圧した歴史の反省に立ち、政党を結社の自由（憲法21条）の中に位置づけ、政党の私的結社としての保障を認めている。このように憲

法による政党の成り立ちが全く異なることを前提としなければならない。

第2に、フランス憲法である。「共産党の影響力を排除するために『国民主権・民主主義の尊重』を義務づけることを支持する議論が展開された。これに対し、そうした法的義務づけは、「憲法が認める結社および表現の自由の原則に全面的に違反しているので受け入れることはできない、と判断した人々の観点が、最終的に優位を占め」、草案に存在した「尊重」を具体化する組織法律への授權規定が削除された結果、「政党による『国民主権と民主主義の諸原則の尊重』も法的に意味のない『倫理的な価値』しかもたない規定である、との理解」が定着した」（本秀樹『政党条項—『憲法的編入』の意味と無意味』ジュリストNO. 1289）。

以上のように、国家機関としてのドイツ基本法の政党の条文と倫理的な意味しか持たないフランス憲法の条文を引用して日本の政党を論じることには、問題がある。

（４）「結社の自由は個人の表現の自由に劣位する」について

原告は、「結社の自由は、イギリスの『権利の請願』（1628年）や『権利章典』（1689年）、フランスの『人権宣言』（1789年）、さらにはアメリカ合衆国憲法の修正条項（1781年～現在）に登場しない。」「ドイツ共和国憲法（1919年、いわゆるワイマール憲法）128条などは、結社の自由を明文で認めたが、それはあくまで個人の権利と自由の追求にとって結社が有用な手段に基づくことによる。」「したがって、結社の自由の行使によって創設された団体の統制権は、個人の人権に劣位する。このことは、労働組合の統制権は、組合員の立候補の自由、つまり国民主権の原理が確立した日本における被選挙権に劣位するとした三井美唄炭鉱最大判の判示内容と符合する。」と主張する（原告第7準備書面・6頁）。

しかし、「権利の請願」の当時の請願の主眼は、「国王の専制的王政の制限であり、市民社会や個人の「結社の自由」は法的にまだ重要視されていなかった。「権利の章典」は王権の制限と議会の優位を明確にすることにあり、

「結社の自由」は、当時の時代背景で法的焦点とはなっていなかった。当時のイギリス社会では「市民社会」の概念が発展途上であり、「結社の自由」は近代的意味で包括的に保障されていなかった。革命期のフランスでは、国家

の形成と市民の権利の確立が中心であり、「市民権」「平等権」「自由権」の理念が掲げられたが、「結社の自由」議論が分かれており、明確には規定されなかった。

これらの歴史的文書は、時代背景として「絶対王政」や「専制政治」への対抗、議会の権限強化、市民の基本権保障という枠組みで位置づけられ、「結社の自由」を個別に明文化するには時代が早すぎたのである。

「結社の自由」が法的に保障されるようになるのは、19世紀以降、議会制民主主義や市民社会の成熟、労働組合や政党などの組織運動の発展ともに発展した法的権利である。

原告は、結社の自由は、「アメリカ合衆国憲法の修正条項（1781年～現在）に登場しない。」と主張する。

しかし、「アメリカ憲法における結社の権利」の著者であるデイビット・フェルマンは、次のように述べている。「公の場所で集会する権利、政党に所属する権利、労働組合に加盟する権利、その他自らの選択するものと遮断を決する権利等は、いずれもアメリカ合衆国憲法第一修正、および『正当なる法律手続』を保障する第一四修正により、当然に保障された集会・結社の自由に対応する権利であると考えられてきた。」

原告主張は、歴史的時代背景に着目しないものであり、到底受け入れることはできない。

原告は、「したがって、結社の自由の行使によって創設された団体の統制権は、個人の自由に対して劣位する」と主張する（原告第7準備書面・6頁）。

原告は、「権利の請願」「権利の章典」「人権宣言」「アメリカ合衆国憲法修正条項」「ワイマール憲法」から、以上のような結論を導き出すが、前提とする考え方に誤りがある。

さらに、憲法21条は、個人の結社する自由、団体自体が存続・活動する自由を含んでいる。団体には、自律的に内部規則や意思決定を重視し、組織維持のための統制権が認められる。これは、団体の社会的実効性を維持するために不可欠なものである。しかし、統制権が個人の表現の自由と衝突する可能性はあるが、相互の権利間の調整過程で発生する問題は個別具体的に判断する必要がある。常に結社の自由の行使によって創設された団体の統制権

が個人の人権に劣位するものではない。原告が引用する三井美唄炭鉱判決は、組合員に対する公選の候補に立候補する行動を統制できるかが争われたが、最高裁は、「組合が所期の目的を達成するために、立候補を思いとどまるよう、勧告または説得することは、組合としても当然なしうところである」と判示しており、組合と統制権の限界の問題としてとらえている。

よって、原告の「結社の自由は個人の表現の自由に劣位する」という主張は誤りである。

4 規約の作成とその適用は政党の規律にとって核心部分であり、司法審査の対象とはならない

原告は、3(5)及び4において、「渋谷意見書」(甲29)における渋谷教授の独自の意見を引用し、「本件除名処分は無効である」と主張する(原告第7準備書面・6～12頁)。

しかし、規約の作成とその適用は、政党規律にとって核心部分であり、政党の自律性の最重要部分である。また、党員の行為が規約に反するか否か、違反に対してどのような処分を行うかについては政党の自律的判断に委ねられている事項であり、政党の自律性を最も尊重しなければならない事柄である。

したがって、政党の規約の内容や適用について、裁判所が当然のごとく審査すべきであるとする原告の主張は誤りである。

以上